

八幡平市看護師養成修学資金貸付事業Q&A

Q 1 八幡平市内に住所がありませんが、応募できますか？

A 1 八幡平市内に住所がない方も応募できますが、申請には連帯保証人2人を必要とします。保証人のうち1人は、八幡平市内に住所を有する方でなければなりません。

なお、看護師免許取得後、八幡平市内で就業する際に制約を受ける、同種の資金を利用していない方に限ります。

Q 2 看護学校等とは、どのようなものをいいますか？

A 2 文部科学省指定の学校か、厚生労働大臣指定の看護師養成所のことをいいます（国公立、私立は問いません）。

例) 看護系大学（4年）、看護系短期大学（3年）、看護専門学校（3年）、高校看護科等

Q 3 市内医療施設とは、どのような施設ですか？

A 3 八幡平市内にある次に該当する施設のことをいいます。

（以下、公営、民営は問いません。）

- ・ 医療法に規定する病院や診療所
- ・ 児童福祉法に規定する児童福祉施設
- ・ 老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- ・ 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設

Q 4 准看護師を目指す人は、貸付けの対象になりますか？

A 4 看護師として就業を目指す方への貸付事業ですので、対象なりません。

Q 5 看護学校等では看護師の他に保健師の免許も取得したいと思っていますが、保健師として就業した場合はどうなりますか？

A 5 看護師を目指す人に限定した貸付事業です。看護師として業務に従事しない場合は、貸付けを受けた金額を償還することになります。

Q 6 月額5万円の貸付けを受けたいのですが、可能ですか？

A 6 可能です。月額8万円を限度に1万円単位で貸付けを受けることができます。

Q 7 どのくらいの期間、貸付けを受けられますか？

A 7 貸付けを開始した月から看護学校等を卒業するまでの間、正規の修学年限を超えない期間において、毎月貸し付けます。

Q 8 修学資金に利息は付きますか？

Q 8 付きません。無利息です。

Q 9 修学資金の償還を免除してもらう方法はありますか？

A 9 看護学校等を卒業後1年以内に看護師免許を取得し、八幡平市内に居住のうえ、八幡平市内の医療施設で、看護師として5年間継続して業務に従事したときは、貸付けを受けた修学資金の償還が全額免除されます。

【裏面に続きます】

Q10 償還免除を受けるには貸付けを受けた金額に関わらず、継続して5年間の従事が必要でしょうか？

A10 月額8万円の場合でも1万円の場合でも、免除を受けるには継続して5年間の従事が必要です。

Q11 修学資金を償還しなければならないときは、どういうときですか？

A11 次のいずれかに該当するときは、修学資金を償還しなければなりません。

- ・ 看護学校等を退学し貸付けを廃止されたとき。
- ・ 学業成績が著しく不良と認められ貸付けを廃止されたとき。
- ・ 修学資金の貸付け目的を達成する見込みがなくなったと認められ貸付けを廃止されたとき。
- ・ 看護学校等を卒業後1年以内に看護師免許を取得できなかつたとき。
- ・ 看護師免許取得後、八幡平市に居住し八幡平市内の医療施設で看護師として従事しなかつたとき。

Q12 八幡平市内の医療施設に看護師として就業し、4年で退職したときはどうなりますか？

A12 退職までの就業期間に相当する額が免除となり、残りは償還となります。ただし、退職後1か月以内に市内医療施設に再就職した場合は、継続した期間とみなします。

例) 月額貸付金8万円を4年間(48か月)借り受けた場合

$$80,000 \text{ 円 (月額貸付金)} \times 48 \text{ か月 (貸付けを受けた期間)} = 3,840,000 \text{ 円 (貸付総額)}$$

$$3,840,000 \text{ 円 (貸付総額)} \div 60 \text{ か月 (義務履行期間)} \times 48 \text{ か月 (就業期間)} = 3,072,000 \text{ 円 (免除額)}$$

$$3,840,000 \text{ 円 (貸付総額)} - 3,072,000 \text{ 円 (免除額)} = 768,000 \text{ 円 (償還額)}$$

Q13 修学資金を償還する場合の方法を教えてください。

A13 貸付けを受けた期間に2を乗じた期間内に、月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法で償還していただきます(線上償還も可能)。

Q14 修学資金の償還猶予はできますか？

A14 次のいずれかに該当するときは、償還を猶予することができます。

- ① 市内医療施設において、看護師の業務に従事しているとき。
- ② 修学資金の貸付けを廃止された後(辞退や留年など)も、引き続き看護学校等に在学しているとき。
- ③ 進学、研修または市長の認める医療施設等で業務をしているとき。
- ④ 災害、病気、負傷、その他やむを得ない理由があるとき。

※ ①②④に該当するときは、その事由が継続する期間。

③は5年間を限度とします。

Q15 市内医療施設に看護師として就業している間に、病休や産休(育休)を取得した場合、その期間を免除期間に算入できますか？

A15 病休や産休(育休)期間は、免除期間に算入しません。病休・産休(育休)期間とは別に5年間就業した場合、償還免除となります。

Q16 卒業後、看護師免許を取得しても市内医療施設で求人が無く、八幡平市外に就業したときは、どのような扱いになりますか？

A16 全く求人が無い場合は、その期間が償還猶予期間となります。また、最長5年間は、八幡平市外の医療施設に就業していても、市長が認める場合は償還猶予の要件に該当します。